

平成28（2016）年度第2回門真市社会教育委員会議 会議録

会議名称	平成28（2016）年度第2回門真市社会教育委員会議
開催日時	平成29（2017）年2月22日（水）午前10時00分から午前11時08分まで
開催場所	門真市立文化会館1階 ホール
出席者	（委員） 萩原議長・舩越副議長・白土委員・仲谷委員・的場委員・中島委員 <p style="text-align: right;">【出席人数6人／全8人中】</p> （事務局）柴田生涯学習部長、牧菌生涯学習課長、清水課長補佐、前出課長補佐、藤田副参事、浦主任、小寺係員、十河スポーツ振興課長、野口課長補佐、西中図書館長
議 題 （内 容）	① 社会教育委員の職務 ② 議長及び副議長の決定 ③ 門真市社会教育関係団体の登録認定 ④ 社会教育関係団体への補助金等の交付 ⑤ 門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正 ⑥ 今後の社会教育委員会議
傍聴者数	2人
担当部署	（担当課名）生涯学習部 生涯学習課 （電 話）06-6902-7197（直通）

【事務局】

それでは定刻となりましたので、平成28（2016）年度第2回門真市社会教育委員会議を開催いたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をいたします。【資料確認】

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、平成28（2016）年度第2回門真市社会教育委員会議を開会いたします。

案件2において議長が決定するまで、引き続き事務局が進行させていただきますのでご了承ください。

はじめに、委員の皆様を名簿順にご紹介いたします。「門真市社会教育委員会名簿」をご覧ください。

大阪樟蔭女子大学教授の萩原雅也委員でございます。

大阪国際大学准教授の舩越達也委員でございます。

大阪府立門真西高等学校校長の中島彩子委員でございます。

門真市立小・中学校長会、門真市立第二中学校校長の仲谷悦子委員でございます。

門真市立小・中学校長会、門真市立脇田小学校校長の的場久美子委員でございます。

門真市人権擁護委員の白土清治委員でございます。

なお、大阪大谷大学教授の木下みゆき委員及び元門真市立中学校スクールカウンセラーの古川秀明委員につきましては、ご欠席の連絡をいただいております。

皆様、本日はよろしくお願ひいたします

次に、案件1、社会教育委員の職務についてご説明いたします。

### 【事務局】

それでは案件1、社会教育委員の職務についてご説明いたします。

本日は、委員8名のうち3名が新たに委嘱されたことから、あらためて社会教育委員や門真市に関するご説明をさせていただきます。資料は、資料1「社会教育法（抜粋）」と資料2「門真市社会教育委員条例」をご覧ください。

門真市では、社会教育法第15条「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる」という規定に基づき、門真市社会教育委員条例により門真市社会教育委員を置いています。委員には、条例第2条に掲げる「学識経験のある者」「学校教育・社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として、皆様を昨年8月から2年間の任期で委嘱させていただいております。

社会教育委員の職務につきましては、社会教育法第17条で「社会教育に関する諸計画の立案」「教育委員会の諮問に対する意見具申」「これらを行うために必要な調査研究」などが挙げられています。

社会教育委員は、社会教育委員制度の歴史的な経緯から、個々の委員として職務を行う場合と、会議を開いて合議体として職務を行う場合の両方が想定されています。その他の審議会などの委員には見られない個々の委員としての権能を有することなどから、本市の教育行政において社会教育委員の役割が重要なものであると認識しております。

次に、資料3「門真市の社会教育に関する年表」をご覧ください。門真市は53年前の昭和38（1963）年に4村が合併して人口6万6582人をもって誕生しました。このとき、教育委員会事務局に社会教育係を設置して本市の社会教育行政がスタートし、翌年には門真市社会教育委員条例を制定しております。その後、人口増加率全国第1位を記録した昭和40（1965）年以降、段階的に社会教育施設や文化施設を設置してまいりました。近年では、平成26（2014）年に門真市生涯学習推進基本計画を策定し、「みんなでつくろう！おもしろいまち・おもしろいまち門真！」を合言葉に生涯学習を推進しています。参考資料として、門真市の沿革や門真市生涯学習推進基本計画を配布しておりますので、またお時間のあるときにご覧ください。

次に、資料5「生涯学習部の体制」をご覧ください。現在、生涯学習部は、「生涯学習課」「スポーツ振興課」「図書館」の2課1館のほか、指定管理者制度を導入した11施設を含む社会教育施設・文化施設などで構成しております。本市の正職員は31人ですが、非常勤嘱託職員や指定管理施設職員などを含めると、109人が本市の社会教育行政に携わっております。人材育成につきましても力を入れており、今年度は大阪教育大学で行われた社会教育主事講習に当課から1名、指定管理施設から3名が受講し、任用資格を得ました。

最後に、門真市社会教育委員会議につきましてご説明します。門真市社会教育委員会議は、これまでに年2回開催し、内容といたしましては、社会教育に関する事業への指導・助言、社会教育関係団体補助金交付への意見、門真市社会教育関係団体の登録審査のほか、その都度生じる社会教育に関する案件の審議などを行ってこられました。前回の任期におかれましては、2年間の任期を通じて、初めてテー

マを決めて「子どもの学習機会の充実」について議論を重ね、門真市教育委員会への提言として取りまとめられました。提言は資料4をご覧ください。継続委員の皆さまにおかれましては、本当に熱心な議論をいただき、誠にありがとうございました。提言は、その後、門真市教育委員会へ報告するとともに、門真市ホームページで公表しました。また、事業の見直しや企画立案においてもこれを参考としております。その他、個々の委員としての職務におかれましては、こちらからの依頼により指定管理者選定委員会など別の会議の委員をお勉めいただいたほか、全国、近畿、大阪府などで行われる研修にご参加いただいております。今後の活動につきましては、このあと、案件6で意見交換いただこうと考えております。以上です。

#### 【事務局】

ありがとうございました。本件について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

それでは、次に案件2、議長及び副議長の決定を行います。門真市社会教育委員会議運営要領に基づき、議長又は副議長は、委員の互選により定めるとしていることから、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思っております。どなたかご意見をいただけますでしょうか。

#### 【的場委員】

議長には、大阪樟蔭女子大学教授で、前回の門真市社会教育委員会議でも議長を務められた萩原雅也委員を、副議長には、大阪国際大学准教授の舩越達也委員を推薦いたします。

#### 【事務局】

ありがとうございました。ただいま、議長には萩原雅也委員を、副議長には舩越達也委員をというご意見がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしのお声がございましたので、本件について賛成の方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。それでは、賛成多数により、門真市社会教育委員会議の議長を萩原雅也委員、副議長を舩越達也委員に決定いたします。

それでは、萩原委員、舩越委員はそれぞれ議長席、副議長席に移動をお願いいたします。

(議長・副議長席へ移動)

それでは、この後の進行を萩原議長をお願いいたします。萩原議長、よろしくをお願いいたします。

#### 【萩原議長】

改めましておはようございます。

2年間議長を務めさせていただいて提言をまとめていただきましたが、そのときから継続で関わっておられた委員の皆様、ありがとうございました。この提言もできましたので、今期はこれに基づいて色々なご意見をいただくということになるかと思っております。それから今年は体育館も新しくできまして、ある

意味では門真市にとって社会教育の新たなスタートを切る年ではないかと思っておりますので、積極的なご意見を賜りますようにどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、案件に沿って進めてまいりたいと思います。案件3 門真市社会教育関係団体の登録認定について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは案件3 門真市社会教育関係団体の登録認定についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。

このたび、4団体より門真市社会教育関係団体の登録申請がございました。つきましては、資料8「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」の中の第4条、「登録の可否については社会教育委員会に諮り、決定するものとする」という規定に基づきまして、社会教育委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

今回、申請のございました4団体につきましては平成29（2017）年3月31日をもって登録有効期限を迎えるため、登録を更新するか審議するものです。

申請団体の目的や活動内容につきましては、資料7の2ページ以降に登録申請書の写しを掲載しておりますのでそちらをご覧ください。団体名を順に読み上げさせていただきます。まず門真市青年協会、次に門真市音楽協会、次に門真市空手道協会、次に特定非営利活動法人門真はすねクラブでございます。なお、今回申請のあった全ての団体について、門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱第2条に規定されている登録の要件を満たしていることを確認しております。

それではご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### 【萩原議長】

ありがとうございました。ただ今、案件3、門真市社会教育関係団体の登録認定について、事務局より説明していただきましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

いずれも既に登録されていて、今回は更新をするということでございます。団体等につきましても、事務局のほうで書類を見ていただいて、規定等には問題ないということです。

ご異論がないようでしたら、こちらの登録申請については認めるということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それではそのようにお願いいたします。

続きまして、案件4、社会教育関係団体への補助金等の交付について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、案件4についてご説明いたします。

こちらにつきましては、社会教育法第13条に「社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」と

定められておりますことから、社会教育関係団体への補助金等予算要求額を読み上げまして、ご報告とさせていただきます。

資料9をご覧ください。まず、生涯学習課が所管する補助金等でございます。

国際交流事業補助金として5万円、門真市PTA協議会補助金として20万円、門真市文化協会補助金として15万円、第九コンサート実行委員会交付金として30万円、青少年育成協議会連合会補助金として10万円、校区青少年育成協議会補助金として、1校区につき2万5千円、14校区合計35万円、門真市子ども会育成連合会補助金として、40万円の予算を計上しております。

次に、スポーツ振興課が所管する補助金等でございます。

スポーツ少年大会補助金として10万円、門真市体育協会補助金として15万円、門真市スポーツ少年団本部補助金として5万円、校区体育祭補助金として、14校区合計225万円、スポーツ・レクリエーション大会事業交付金として482万2千円の予算を計上しております。

以上で案件4の説明を終わります。

#### 【萩原議長】

ありがとうございました。それでは、案件4、社会教育関係団体への補助金等の交付について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

#### 【船越副議長】

今回初めてこちらに出席させていただいたので今までの流れが分かっていないんですが、この要求額の前年度と比較しての推移などの資料はお持ちなんですか。

#### 【事務局】

資料は手元にありませんが、ほとんどが前年度と同様の額になっております。生涯学習課の所管の部分で申し上げますと、第九コンサート実行委員会の交付金が今年度は50万円でしたが来年度は30万円ということで変更になっております。それ以外に変更はございません。スポーツ振興課につきましては、スポーツレクリエーション大会事業交付金というものが、毎年内容が変わっていきますので微増微減はありますけれども、大枠こういう額で推移しております。

#### 【船越副議長】

それでは生涯学習課の管轄で減っているけれども、大きな変化はないということですね。ありがとうございました。

#### 【萩原議長】

今回は経年変化が分かるように前年度の額など比較できるような資料を付けていただきたいと思います。

先程の門真市社会教育関係団体との関係というか、ここに出ている補助金が全て登録団体に対す

るものなのでしょうか。その辺の確認だけお願いしてもいいですか。

**【事務局】**

社会教育関係団体登録団体と補助金の関係性でございますが、過去には門真市社会教育関係団体の登録というのが補助金の前提条件のようになっていた時期もあったんですけども、現在は補助金の交付にあたってそれぞれに補助金交付要綱というものを定めて補助金を交付しております。そのため、必ずしも登録をしないといけないということではなく、中には登録をしていない団体への補助金もございます。何故社会教育関係団体に登録していただくかという、どちらかというところと協働を進めていきたいと思いますというところで、門真市に協力していただける団体というところを門真市に情報提供いただきまして、何かあった折には門真市から協力をお願いしたり、情報提供を密にしたりというところで登録を推奨しておるものがございます。このように、補助金の交付と登録は必ずしも一致はしていないんですけども、協力であったり近い関係にはあるのかなというところがございます。

**【萩原議長】**

先程の団体登録とは切り離されている、個々の交付については要綱があってそれに基づいてされているということですね。

**【的場委員】**

先程、校区青少年育成協議会補助金の内訳については一校区あたりという形でお知らせいただきましたが、11番の校区体育祭補助金についても一校区あたりというような内訳になっているどうか質問させていただいてもよろしいですか。

**【事務局】**

校区体育祭につきましても一校区あたりいくらという額を定めております。均等割りという部分と人口割で算出してその合計を各校区の補助金額として上げておりますので、校区によって額が変わってくるという状況でございます。

**【的場委員】**

ありがとうございます。

**【萩原議長】**

第九コンサートの減額の理由というのは何でしょうか。

**【事務局】**

第九コンサートにつきましては市制施行50周年記念として門真市主催で1回目を行ったんですけ

れども、去年から市民による実行委員会を立ち上げて、市民の実行委員会を主体にしてやっていたらこうという形で交付金の交付を行いました。1年目が80万円で、2年目の今回は50万円を交付しております。元から3年で独立採算を目指そうということで市民の実行委員会のほうとお話ができておまして、徐々に減らしていくという形で運営をしているところです。市職員につきましても協働の理念の下、実行委員会に参画しておまして、2月19日に無事盛会をしたところですが、今後精算状況等を勘案しながら交付金の返還であったり次年度の要求額であったりというところを調整していきたいと思っています。

#### 【萩原議長】

ありがとうございます。

これに関してはもうよろしいでしょうか。最後にもう一度時間があれば戻って質問いただいても結構ですので、案件4につきましては以上とさせていただきます。

それでは続いて案件5、門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは案件5、門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

本規則につきましては、市内における社会体育施設の使用機会の公平性を基本とした有効活用を図るために、平成26（2014）年4月1日に施行しこれまで運用を図ってきております。本規則第11条において「規則の見直しを行うに当たり、門真市社会教育委員会条例の規定により置かれた門真市社会教育委員に対し意見を求めるもの」という規定がございますことから、今回の一部改正にあたり皆様にご意見を頂戴するものでございます。

この度の改正のポイントといたしましては、大きく2点ございます。お手元の資料10にまとめておりますのでそちらをご覧ください。なお、資料11は新旧対照表、資料12につきましては現行の規則となっておりますのでそちらも併せてご覧いただければと思います。

それではまず1点目の改正につきましては、第4条におきまして、これまで優先使用を認める大会の条件といたしまして、参加者の半数以上が市民または市内チームであるということを中心としておりました。ただし書きで各市輪番制により年度によって持ち回りをする大会など、他市または他団体と協力して実施する大会等については例外的に他市の市民が半数以上であっても認めるという運用をしてまいりました。しかし、実際に活動されている団体は、広く他市のチームなどを呼んで大きな大会を開催することで後日他市で開催される大会にも呼ばれるといった、所謂持ちつ持たれつの関係が存在するということが、また、市外チームが半数以下であっても優れた他市の団体との交流にも制限がかかることになり、市内チームの技術力の向上に一定の足枷となっている現状がございます。このことから、市内社会体育施設の利用状況の実態も踏まえながら、他市または他団体との交流により技術力の研鑽を図る目的の大会につきましては、各団体につき年に一回という条件で、参加者の半数以上が市外であっても

認める規定を第4条第2項第2号に追加するものでございます。

次に、2点目の改正といたしましては、第5条に優先使用ができる団体の規定を新たに追加するものでございます。これまで優先使用の申請を行う団体等は、以前より門真市内の社会体育施設を定期的にご利用いただいている団体でございまして、それぞれの団体の概要は教育委員会として一定把握した上で、開催される大会の内容を重視し許可を行っておりました。しかし、5月よりオープンいたします総合体育館につきましては市外団体での利用や営利目的での利用も認めていることから、これまで利用実績のない団体等による優先使用の申請も予想され、これまで以上に団体の実態を把握し許可することの必要性が高まると考えております。よって29（2017）年度より優先使用の許可申請を行うことができる団体の要件といたしまして、既に教育委員会として実態を把握できている、委員会に登録された社会教育関係団体または登録までを要件とするには若干ハードルが高いため、登録において必要となる規約や会則、役員名簿、事業計画及び事業報告書、予算・決算書などの登録行為に準ずる資料を提出した団体という規定を設けたいと考えております。このことにより優先使用という特例措置の運用をより厳格に行えるようになると考えております。なお、施行につきましては来年度の当初からの適用を考えておりますことから、施行日を平成29（2017）年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますがこの案件のご説明とさせていただきます

**【萩原議長】**

ありがとうございました。それでは、案件5、門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

**【仲谷委員】**

先程の説明では新しく体育館ができるのでとおっしゃっていましたが、市立の体育施設は中学校の体育館やグラウンドも入っていると思うんです。そういうところでも営利を目的とした大会が開かれるかもしれないということでしょうか。

**【事務局】**

条例上、営利目的の使用を許可するのは総合体育館のみでございまして、小学校や中学校については今までどおり営利目的は認めません。

**【仲谷委員】**

わかりました。

**【船越委員】**

2点目の優先使用許可の申請のことについて、この申請というのは社会教育関係団体の登録をもってということで、今回は4つが承認ということになりましたけれども、この申請は随時行っていられるのでしょうか。あるいは期間が決まっていて年度途中では申請はできないのでしょうか。

**【事務局】**

会議は年2回開催しておりますが、慣例的に毎年1回この2月の会議に許可をしております。

**【船越委員】**

それでは、社会教育関係団体は今回はこの4つだけで、優先使用の申し込みも今年度に限ってはこの4つしかできないのでしょうか。

**【事務局】**

まず、今回の改正の2つ目というのは、利用される団体の実情とか素性をしっかり把握した上で許可していこうということでございまして、今もう既に登録されている団体がいくつかありますけれども、その団体さんが優先使用の許可申請を出す場合は、既に登録して教育委員会として実情を把握しておりますので特別に資料は何も要りません。ただ、それ以外に、登録はされていないけれども優先使用の申請をされる団体が数多くあります。その団体さんについては登録してくださいとまでは強制できませんので、登録しなくても登録行為に準ずるような書類を年度当初にスポーツ振興課に出していただいて、こちらでその団体の素性を確認した上で許可をさせていただくという形にしたいと思っております。

**【船越委員】**

それは現時点でもかなり浸透しているものなんではないでしょうか。それともこれから発信していくのでしょうか。

**【事務局】**

これが了とされればこれから発信していこうと思っております。

**【萩原議長】**

社会教育関係団体の一覧表はありますか。

**【事務局】**

参考として最後に付けておりますのが現時点での登録団体一覧でございます。

**【萩原議長】**

今日は4つだけ更新の申請があったんですけども、もう既に登録されている団体があります。3年毎に更新があって、たまたま今回は4団体が更新なんですけれどももちろん新規もありますので、今登録が有効な団体がこの一覧にある26団体だということです。だからこれらの団体が体育館を使いたいと言ってくれば、団体としての資料は特に求めずに優先使用を許可することになり、これ以外の団体が申し出た場合はその団体について分かる資料を年度ごとに出してもらって、その団体について優先

使用を認めるということですね。

門真市社会教育関係団体として登録されているスポーツ系の団体はそんなに多くないですね。

**【事務局】**

そうですね。数で言うと多くはないです。

**【船越副議長】**

今回の総合体育館の完成によってそういう団体は増えそうですか。

**【事務局】**

おそらく期待が大きいように感じておりますので、やっぱり稼働率を考えると使いたいと仰る団体さんが増えるだろうと思っております。

**【船越副議長】**

現時点で例えば既存の施設で使いたいけどできないという声も結構あつたりするんですか。

**【事務局】**

使用の枠が決まっておりますので、そこを皆さん抽選で予約していただいているという状況ですので、全て希望された日時に使えているということではないです。総合体育館がオープンしますと、当然面数も増えますし規模も大きくなりますので、キャパ的に増えるということで、今まで使いにくかった部分が若干使いやすくなるかなとは思っておりますが、100パーセント満足できるような状況にはならないと思っております。

**【中島委員】**

優先使用の許可は4ヶ月前の初日から受付ということで、重複した場合は4条のア～ケの順になるんですね。指定管理者が入るということで向こうも儲けなければならない部分があると思いますが、営利目的の場合というのは、このア～ケのどれにあたりますか。

**【事務局】**

優先使用の許可につきましては指定管理者の許可権限ではなくて、教育委員会の許可権限で決めていると思っております。ですので、指定管理者が求めるからそれを許可するというわけではなくて、そういう営利目的の大会が出てきたとしても、中身を十分確認させていただいて、順位でいくと最後のケになると思います。ただその営利目的の大会であっても、どんなものが出てくるのかというのは出てこないと分かりません。例えば高齢者を中心として、高齢者の健康増進のためにやられるとか障がい者のためにやられるとかいうのであれば、中身によっては上の方に上がっていく可能性はありますので、営利目的の内容によって判断をさせていただこうかなと思っております。ただあくまでも市民の体育館ですの

で、市民利用を阻害してまで営利の事業を上を上げていくということは考えてはおりません。

**【中島委員】**

それともう一つ、カの「大阪府大会、近畿大会又は全国大会の予選を兼ねる」いわゆる国体予選であるとか、色んな形で西日本とか関西とか色々レベルはあると思うんですけども、その大会が参加者の過半数が18歳未満である大会や、門真市だけの大会よりも優先順位は下になるということですか。

**【事務局】**

今の規定ではそういう扱いです。

**【中島委員】**

なかなか難しい形になるんでしょうね。その大会をしなければ上にいけないっていうような大会が今たくさんやっぱりスポーツの種目も多いですしね。その辺ものすごくご苦労あるんやろなあとは感想で思いました。

**【萩原議長】**

いかがでしょうか。

大きくは二つ変えるということですよ。

私のほうから一つ。4条関係のほうの年に1回限りっていうのは厳しくはないですか。例えば春と秋にやっておられるとかっていうことはないんですか。

**【事務局】**

今、現状といたしましては1回も認めていないという状況です。先ほど舩越先生も仰ったように施設の稼働率を考えたときに、これを何回も認めてしまうと他の方が利用できなくなるということもありますので、実態を見ながらですけれども少なくとも年に1回だけは認めてほしいという声もございますので、とりあえず年に1回でやっていていただきたいと考えております。

**【萩原議長】**

施設がいくつかありますが、施設ごとに年1回ではなくて団体で年1回なんですね。

**【事務局】**

支援したい気持ちはあるんですけども、やはり施設を使われる市民の方が誰でも使えるというのが前提となっておりますので、できるだけ条件を付けさせていただいて、公平公正を前提に考えております。

**【萩原議長】**

これはこの会議が通ってから最終的に教育委員会にかけられるんですかね。そこからオープンですよ。周知期間が年度末までに十分取れるのかなというのがちょっと不安なところです。来年の4月1日に始まるのに、例えば一月ぐらいしか期間がなくて周知聞いたのがだいぶ遅かったからできなかったという苦情が出ないかなというのが心配です。

**【事務局】**

今回どちらかというときつくするほうと緩めるほうと両方ありまして、緩めるほうにつきましては年に1回できますよということなので、団体さんの今後のスケジュールで考えていただければいいかなと考えています。ただその書類を出してくださいということにつきましては、基本的に、各団体さんは当然団体として予算を持っておられて決算もやっておられる、名簿も当然備えておられるというもので、うちの様式に書いてくださいということではなくて、それぞれ団体さんがお持ちである様式で結構ですのでお出しくださいというものになるかと思しますので、特別何かお手間をかけるものではないと考えております。

**【萩原議長】**

既存のものを持ってきていただければいいということですね。

**【中島委員】**

3条に色々な施設が書いてありますが、使用料というのは無い所もあればあるところもあるんでしょうか。

**【事務局】**

中学校運動場につきましては使用料がないんですけれども、それ以外の社会体育施設につきましてはそれぞれ条例を持っておりまして使用料を規定しておりますので、その利用料金をいただいております。

**【中島委員】**

そしたら優先使用団体であっても減免とかはないという形ですか。

**【事務局】**

優先使用はあくまでも大会の中身を見させていただいて市民にとって有効なものについては先に押さえるということですので、それと利用料を減免するというのは全く別の考え方になっております。

**【仲谷委員】**

総合体育館って今年の5月にオープンではありませんでしたか。そしたらこれで営利目的の大会をしようと思って申請するのも5月には間に合わないということなんですね。オープンしてからのお話になるんですかね。

**【事務局】**

現状、5月からオープンします。2ヶ月前から許可をするというようになっておりますので、今月末に5月分の許可を下ろしていくんですけども、今の段階で営利目的で体育館を使用したいという申請もございませんし、5月につきましてはスポーツレクリエーション大会事業というのがございまして、そこでほとんど市の事業として体育館を使うような形になりますので、5月の段階でよその団体さんが営利目的で使うという状況は今のところないです。

**【萩原議長】**

案件5は一旦以上でよろしいでしょうか。

それでは、案件6、今後の社会教育委員会議について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは案件6、今後の社会教育委員会議についてご説明いたします。

社会教育委員会議のあり方などにつきましては、委員の皆さまに協議いただくものでございますが、まずは経過等を含めて情報提供させていただきます。前前任までの案件につきましては、概ね社会教育に関する事業の1年間の実施報告と事業計画にご意見をいただくなどしてまいりました。これにより各事業において改善が積み重ねられてきたところではございますが、ご審議いただく内容が幅広く、なかなか議論が深まりにくいというご意見がありました。そこで、前回の任期では、テーマを限定してご審議され、任期の終わりにひとつの提言としてまとめられました。全国でも提言等を過去5年間に行った市町村の社会教育委員会議は5%程度と少なく、多様なご意見をひとつの提言として取りまとめることは簡単なものではありませんでしたが、これまでになく会議の活性化が図られたと感じております。

次に、今後のあり方を意見交換いただくにあたり、4月に予定している機構改革についてご報告します。平成29(2017)年4月1日から、現在、社会教育行政を所管している生涯学習部が、学校教育を所管している学校教育部と統合され教育部となります。また、生涯学習課から文化行政が市民生活部に移管されるとともに、スポーツ振興課と統合し、社会教育課となります。社会教育委員会議や社会教育施設の管理運営など社会教育に関することは社会教育課に引き継がれます。部を統合することにつきましては、行政のスリム化を図りつつ学校教育との連携を深めていくことを狙っており、昨年いただいた提言を十分踏まえ、委員の皆様にご指導、助言をいただきながら、例えば市民や大学、企業と連携した子どもの学習支援など、地域社会の課題解決に資する現代的な社会教育行政をより一層推進していきたいと考えております。今後のあり方につきましては、これらのことを踏まえて意見交換いただければと存じます。以上です。

**【萩原議長】**

ありがとうございました。これはかなり大きな話なんですけど、機構改革もあり、なおかつ資料4の提言を出したところということで、今後何をこの会議で調べていくのかっていうことです。当初ご説明が

ありましたように社会教育委員というのはかなり特殊な会議でして、教育委員会のような合議制で何かを決めていくとか、あるいは審議会のように諮問いただいたものについて答えを答申で返すというものではなくて、その都度社会教育の状況についてお聞かせいただいたものを個々の委員のご意見を頂き、それを教育委員会がその行政に活かされていくということで、それぞれの委員の意見をもらうということが主たる目的なんです。それ以外に計画を作るというのも一応社会教育法に書かれているので、それに基づいてこういう提言とか計画っていうのをまとめるときもあるんですけども、やらなければいけないというものでもありません。その中で次回以降どうするのかということなのですが、事務局のほうも体制変わられるのであまり事務局としてこういう方向性をということも多分ちょっと今は言いにくい状況だろうと思います。ですので今日は次にこういうことをやるべきではないかということをご意見いただいて、それを踏まえて教育委員会の体制が固まったときに、担当者の方と話を詰めていきながら、次回の会議等で方向性を図っていくことになるかと思います。今日は自由にご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。ご質問でも結構です。

#### 【事務局】

少し付け加えさせていただきます。4月から課の名前は変わっておりますけれども、生涯学習課のうちの文化振興と国際交流の部分が市長部局に行き、生涯学習を支える社会教育課ということで、その残りの青少年の学習支援や見守り活動、それからスポーツは社会教育課になるということで、生涯学習の文化以外の部分とスポーツが一緒になって社会教育課ということで残ります。あと図書館はそのままスライドですので、現状で言いますと文化振興と国際交流の部分だけが抜けたものがそのまま引き継がれます。ただ、施設のサークル活動や個人の活動という、生涯学習活動の中の文化活動はこちらの部分に残ります。そういうことをご理解いただきたいと思います。

#### 【萩原議長】

社会教育委員会議は社会教育課が引継されるということですよ。

#### 【事務局】

はい、そうです。

#### 【白土委員】

子どもの見守りに関係して、生涯学習のキッズサポーターとかでお世話になっているんですが、それはこちらの教育部の社会教育課の中に担当がおられるということになりますかね。

新聞を見ていても子どもの事故が多いですね。子どもの数はぐんと減りましたが、事故になるヒヤリハットの可能性はあちこちにあって、私が今やっていることはそれに関する事ばかりです。今は五中校区で取り組みをしていますが、できればそれが門真市全体にも広がればいいなと思います。新しい看板も作っており見ておられる方もいるかもしれませんが、そういうこととリンクしてこの仕事に関わればよかったらいいなと考えています。

### 【事務局】

今度、学校教育部と生涯学習部が一緒になりますが、例えば国のほうでも学校支援地域本部事業が地域学校協働本部事業になるなど、連携からもっと進んで学校と地域と協働してやりなさいという方向に進んでいます。それでいくと教育部として一本になることで、そういう部分が進んでいけばいいなと期待を持っています。

### 【白土委員】

地域を歩いていますと、色んな組織がありますね。それぞれで大事な仕事をされているんだと思うんですけども、その間の連携みたいなものがあればと思います。組織として課が違うとなかなか連携が難しいだろうと思いますが、やはり子どものことに関わるとか地域に関わるとかいうことであれば、課を乗り越えて動けるようなことになればありがたいです。新機構でそういう形になればいいかなと思いますし、またご協力をお願いしたいと思います。

### 【萩原議長】

今度の会議に教育部長さんが来られるということは、学校教育も所管されているので、学校との連携をしてほしいと言ったらすぐにお答えいただけるということになりますかね。

機構改革に関して直接的に関わっているところで、こども未来部というのは完全に市長部局のほうにこども部という形で行くんですか。

### 【事務局】

こども未来部は平成26（2014）年度に機構改革で教育委員会に来たんですけども、市長も代わって方針も変わりまして、市長部局のほうに移行することになりました。ただ、教育委員会と関連がある部分は残りますし、議会の委員会なんかでもこども未来部は一緒になるということです。

### 【船越委員】

委員会の在り方という話からちょっと逸れるかもしれませんが、この機構図だと従来スポーツ振興課っていうものがあって、新しい案では課レベルだとスポーツという言葉が消えてしまっていますよね。スポーツの専門家からするとちょっと寂しいなと思ってしまいうんですけどもいかがでしょうか。

### 【事務局】

スポーツ振興も課レベルではなくなりますが、社会教育の一部ということで、スポーツもスポーツ基本法ではスポーツも文化であるとして書いてあり、スポーツだけではなく地域との関連もあると思います。スポレク大会の委員さんたちの中でも、ただ単にスポレク大会だけではなくアウトリーチ活動や担い手づくりもしていきたいと思いますということで、総合型スポーツクラブとそれから体育協会という競技とレクリエーション部門が参画していただいているんですけども、そこが中心になってスポーツ協議会とい

うのを作っていこうかという形になっています。そのように市民の方が十分参画してやっていただいております、課レベルではないですがそういう参画していただく状況もできています。

平成18（2006）年の年表のほうを見ていただくと、このとき生涯学習課とスポーツ振興課というふうに、一つの課であったものが二つの課に分かれたところなんですけれども、ここから10年ほどで指定管理者制度が随分進展してきて、民間の事業者さんの力を借りたり協働が推進されていくというところが増えていきます。それは生涯学習課もスポーツ振興課も同様の動きを取っておりまして、そういった制度研究であったり、個々の施設運営というよりは大局的な視点でどう協働を進めていくかというような、同じようなテーマを両課で扱っているところが多くなっておりまして、逆に一つに戻ることでそれらが今まで以上に推進されていくという同じような動きで全体の社会教育が推進されていくことを期待しておりますので、そういったところのメリットもあるんじゃないかと我々は思っております。

**【船越副議長】**

スポーツを軽視していくというわけではないということですね。

**【事務局】**

はい、その通りです。

**【萩原議長】**

なかなか審議テーマという大きな話になるので、ちょっとなかなかご意見も出していただきにくいところがあると思います。私の個人的な意見ですが、子どもの学習機会の充実に向けてという提言をまとめていただいたので、次はこれが上手く進められているのかどうか、ここにスポーツのことも書いてあったと思いますし、読書の振興ということも入っていますし、あるいは社会福祉協議会などと効率的に連携していくということも盛り込まれています。かなり抽象的なんですけれども、個別の事業名も挙がっていますので、これがどのくらい進んでいるのかということ事務局のほうでまた資料を作っていただいて、この会議としてこの提言が上手く活かされているのかどうかということを見ていくというのは一つの柱になると思います。そのときにやはり学校教育との連携ということが逆にやりやすくなっていくということなので、学校教育との連携が十分進んでいますかということをはきちと視点を置いて見ていくということが一つの柱になるのかなと思います。それ以外に今日もご議論いただきましたこういう団体の登録とか補助金の交付などについてはその時々で会議でご意見をいただいて決めていかないとはいけません。それをやりながら提言がどう活かされているのかということを見ていって、意見を言うていただくということを中心にしてはどうかというふうに考えています。ただ、事務局のほうも機構改革で責任者の方が代わられると思うので、また4月以降に改めて議論させていただいて、次回の会議で皆さんに具体のところをこういう方向でいかがでしょうかということをご諮らせていただくということでしょうかと思います。委員の一覧を見ていただくと分かりますが、この会議には学校教育の校長先生もたくさん入っていただいておりますし、子どもの学習機会の充実ということは関心の範囲内に入っていてこういう方向性は議論しやすいかと思っておりますので、そこを中心に議論していきたいというふうに思

っています。そんなところでよろしいですか。もしこういうことを議論してほしいという具体があったら、事務局のほうに言うておいていただけたら、それも次回の会議のときに、たとえば白土委員がおっしゃったように活動を広げたいからそういう事例についてもっと調べてほしいとか、あるいはそういうものを広げるためにどういうことができるのかっていうこと、例えば地域である色んな協議会ってどういうものがあるのかとか、福祉でどういうことをやっているのかということちょっと資料をいただいて議論していくということもできるかと思しますので、具体でこういうことがあるっていうこと、今日の会議に出されたこと以外にあれば、事務局のほうに言うていただければそれも踏まえて次回以降考えていきたいと思ひます。よろしいですかね。なかなかちょっと難しいかと思ひますけれども、そういう方向性で次回以降議論できるように私のほうも事務局と相談させていただいていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

以上で案件のほうは終了です。前に戻って今までの案件で何か言い足りなかったところとか後から気付かれたことがあればもう一度改めてお聞きしたいと思ひますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこれで平成28（2016）年度第2回門真市社会教育委員会議を閉会します。